

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する / 会社構成員を通じて社会に奉仕する」を経営理念として、当社の企業活動の基本を定めた「キッセイ薬品行動憲章」を制定し、医療用医薬品を研究・開発・製造・販売する生命関連企業として常に高い倫理観に立ち活動することを、経営の根幹としております。

当社は、企業価値を高め、存在意義・存在価値のある企業として持続的に成長するために、コーポレート・ガバナンスを充実・強化することを重要な経営課題の一つに位置付けております。「キッセイ薬品 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」を制定し、本基本方針に定める事項の実践を通じて適切にコーポレートガバナンス・コードへ対応するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼を育み、社会に必要とされる健全で持続的な企業の発展を目指しております。

更に、全ての法令、規則及びその精神を遵守するために、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置するとともに、「コンプライアンス・プログラム」を展開し、実践指針であるコンプライアンス・プログラムマニュアルの作成・改定及び継続的な教育・研修などを実施しております。

また、「キッセイ薬品内部統制基本方針」を制定し全社員に周知徹底するとともに、当基本方針に沿って、各種規程を整備しておりますほか、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備等を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1 - 2 - 4 議決権の電子行使、招集通知の英訳)

・当社は、直近3年間の定時株主総会における議決権行使比率の平均が90%を超えていることから、議決権電子行使プラットフォームの利用等は費用対効果の面で採用しておりません。

・また、直近3年間の外国人持ち株比率(平均)は20%未満に留まることから、株主総会招集通知の英訳を実施しておりませんが、今後の外国人持ち株比率等の状況に応じて検討したいと考えております。

(補充原則4 - 1 - 3 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画)

・最高経営責任者(CEO)等は、指名・報酬審議委員会で定めた選任基準に基づき提案された候補者の中から、取締役会で決定しておりますが、最高経営責任者等の後継者計画については、今後その要否も含めて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

・当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況を、「キッセイ薬品 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」として開示し、次の当社Webサイトに掲載しております。

(URLアドレス: <https://www.kissei.co.jp/>)

・なお、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、それぞれ次の項目を参照して下さい。

(原則1 - 4 政策保有株式)

・当社は、政策保有株式について、取引関係及び業務提携関係の開拓と強化を通じて、当社グループの事業の安定と企業価値向上に資すると認められる場合を除き、保有しないことを基本方針としております。

・取締役会は、個別の政策保有株式について、保有目的の妥当性、保有に伴う便益やリスクと取引価額との関連性について具体的に評価・検証し、保有の継続、売却または縮小について判断しております。また、保有の妥当性が認められない場合には、発行体企業の理解を得ながら、縮減を進めます。保有の妥当性が認められる場合であっても、市場環境や当社の経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

・なお、2019年3月末時点においては、配当金・関連取引利益などの関連収益、減損確率や株価変動が当社自己資本へ与える影響、定性的な保有意義などをはじめ、定量・定性両面より取締役会にて検証を行った結果、保有の妥当性が認められない個別の政策保有株式はないものと判断しております。

・政策保有株式の議決権の行使については、議案の内容を精査し、当該議案の内容が当社グループの企業価値の維持及び向上並びに株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で適切に行使する方針です。

・当社グループの企業価値向上及び株主価値を毀損するような議案につきましては、会社提案・株主提案に拘らず、いずれに対しても反対いたします。

・反社会的行為の発覚やその恐れのある行為などの事象が発生した場合には、上記の基準に拘らず個別の提案について判断いたします。

(原則1 - 7 関連当事者間の取引)

・当社には、現在主要株主に該当する株主はおりません。

・役員や主要株主等との取引を行う場合には、その取引が当社グループや株主共同の利益を害することのないよう、取締役会規程において、取締役会に付議すべき事項として「取締役自己取引及び競合取引の承認」を定めております。なお、毎年度末には、経理部門により関連当事者(当社グループの役員及びその近親者(二親等以内の親族))との取引に関する調査を各役員に対して行うとともに、当社グループ内での取引実態の調査を行うことで検証しております。

・監査役監査基準において、「競業取引及び利益相反取引等の監査」を定め、これら取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監査・検証しており、違反し、又は違反する恐れがある事実を認めるときは、必要な措置を講じます。

・監査役会では、日常におけるこれら取引等について監視するほか、毎年度末に「役員職務執行確認書」に基づき、これら取引の有無等について各役員に対して確認を行っております。

(原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

・当社の企業年金基金は、運用の方針となる「年金資産運用に関する基本方針」を策定し、投資先ポートフォリオである「政策的資産構成割合」に

従って積立金を運用しております。

・運用は専門機関に委託しており、委託先選任の際には、スチュワードシップ活動の実施状況を評価項目として検討することを「年金資産運用に関する基本方針」で規定しております。また、委託する専門機関には「年金資産運用に関する基本方針」と「政策的資産構成割合」を提示し、これを遵守するよう求め、かつ適正に遂行されているかをモニタリングしております。

・さらに、社内に「資産運用委員会」を設け、資産運用全般について検討する体制をとっております。

・また、年金運用セミナーへの出席などを通じて、企業年金の運用に携わる人材の専門性を高めております。

(原則3 - 1 情報開示の充実)

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略及び経営計画

・当社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する/会社構成員を通じて社会に奉仕する」を経営理念とし、「世界の人びとの健康に貢献できる独創的な医薬品を開発し提供する創薬研究開発型企業を目指す」を経営ビジョンとして掲げ、この下に活動を展開しております。

・当社は、当社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでおります。

(URLアドレス: <https://www.kissei.co.jp/investor/index.html>)

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針

・本報告書I - 1.「基本的な考え方」をご参照下さい。

(iii) 役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続

・取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針は、本報告書及び有価証券報告書にて開示しております。

・なお、当社としては、現在の報酬体系が健全な動機付けに資するものと考えており、自社株を用いた報酬制度(ストックオプション制度等)については導入しておりません。

(iv) 役員の選解任と指名に当たっての方針と手続

・当社は、指名・報酬審議委員会を設置しております。指名・報酬審議委員会は、社外取締役(監査役選解任の場合は社外監査役を含む。)、代表取締役会長(CEO)、代表取締役社長(COO)及び人事担当取締役で構成されます。

・指名・報酬審議委員会は、役員選解任候補者案を審議し、取締役会に対して、役員選解任候補者の提案を行います。

・指名・報酬審議委員会は、取締役選解任候補者案を審議するに当たり、以下の要素を検討します。

1. 取締役の資質: 性差等にとらわれることなく、職務の執行について、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質を備えていること

2. 業務執行取締役の資質: 医療用医薬品事業を効率的に行う上で、主たる業務の執行に秀でた人材で、かつ株主の付託に応えることのできる資質を備えていること

3. 独立社外取締役の資質: 医療用医薬品事業に必ずしも精通していなくとも、豊富な知見に基づき独立した立場からの監督・助言をすることができると判断すること

(v) 役員の選解任理由

・取締役会においては、候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、役員選解任候補者の指名を行い、株主総会の招集通知において当該候補者の選解任理由を説明いたします。

(補充原則4 - 1 - 1 経営陣に対する委任の範囲)

・取締役の職務執行の効率性を高めるために、連携と牽制を意図して社内組織を構築し、社内規程の定めに基づく明確な業務分掌、職務権限及び意思決定ルールを設け、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を敷いております。当社は、法令及び定款に定められた事項、組織・体制に関する事項、多額の資産の取得・処分、重要な人事、役員に関する事項などの重要事項等について、取締役会の決議事項としております。個別の業務執行は、原則として、代表取締役社長(COO)、業務執行を兼務する取締役、部門長等が行います。これらの業務分掌と職務権限の区分については、社内規程によって明確化しております。

(原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

・当社においては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、社外役員に独立性があると判断しております。

1. 当社グループの現在及び過去における業務執行者(注1)

2. 以下に該当する法人その他団体の現在及び過去10年間ににおける業務執行者

(1) 当社グループを主要な取引先(注2)とする法人その他団体、又は、当社グループの主要な取引先である法人その他団体

(2) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注3)を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人その他団体である場合は、その団体に所属する者をいう。)

(3) 現在及び過去3事業年度において、当社グループの会計監査人である監査法人

(4) 当社グループから多額の金銭その他の財産による寄付を受けている者又は寄付を受けている法人その他団体

(5) 当社の現在の主要株主(注4)である法人その他団体、又は、当社が現在主要株主となっている会社

(6) 当社グループとの間で社外役員の相互就任の関係にある上場会社

3. 上記に掲げる業務執行者の二親等内の親族

注1:「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員、業務を執行する社員、法人が業務を執行する社員である場合における当該業務を執行する社員の職務を行うべき者(会社法第598条)その他これに相当する者、使用人をいう(会社法施行規則第2条第3項第6号)。

注2:「主要な取引先」とは、当社グループとの間の製品や役務の対価としての取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、連結売上高の2%を超えていることをいう。また、当社グループの資金調達において、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度末において、当社連結総資産の10%を超える借入先をいう。

注3:「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が、過去3事業年度のうちのいずれかの事業年度において、個人の場合は1,000万円以上、法人その他団体である場合はその総収入額に占める当社グループからの支払額が2%を超えていることをいう。

注4:「主要株主」とは、自己又は他人の名義をもって総株主等の議決権の10%以上の議決権を有している株主をいう(金融商品取引法第163条第1項)。

(補充原則4 - 11 - 1 取締役の選任に関する方針・手続)

・上記「原則3 - 1(iv) 役員の選解任と指名に当たっての方針と手続」をご参照下さい。

(補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査役の兼任の状況)

・社外役員の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及び本報告書等を通じ、毎年開示を行っております。なお、社外役員が他の会社の取締役等の役員等を兼任する場合には、当社の取締役又は監査役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力を確保するのに適切な兼任数であるのが相応しいと考えております。

(補充原則4 - 11 - 3 取締役会全体の実効性についての分析・評価)

・当社は毎年1回、取締役会全体の実効性について、全取締役、監査役が自己評価を実施するとともに、分析・評価結果を取締役会で共有し、取締役会の実効性の維持、向上に向けた検討を行います。

・評価項目は、(1)取締役会/取締役/監査役の役割設定、(2)企業の組織体制、(3)取締役会の議案内容と審議時間、(4)取締役会が入手すべき情報、(5)取締役会議長のリーダーシップ、(6)取締役のスキル、(7)取締役会メンバーの多様性、(8)取締役会/取締役のパフォーマンス分析、の8項目に基づき実施しております。

・評価の結果、2018年度開催の当社取締役会は、意思決定、業務執行、監督機能が有効に発揮されていると認められ、取締役会の実効性が十分に確保されていると評価しました。今回の評価結果を踏まえ、引き続き取締役会の機能充実に努めるとともに、今後も取締役会の実効性の向上に

努めてまいります。

(補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

・取締役・監査役が期待される役割・責務を適切に果たすため、新任の取締役や監査役に対し、就任時に外部トレーニングの研修機会を提供するほか、各取締役及び各監査役に対しては、個々に適合するトレーニングについて、適宜提供・斡旋並びに費用負担等の支援を行っております。また、取締役及び監査役は、年3回実施される全部門長以上により構成される会議への参加等を通じて、各部門の活動状況や最新の業界動向・業務規制等の情報を共有する等、取締役及び監査役としての職務遂行上必要となる知識の習得に努めております。

・社外役員がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また就任後も継続的に、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、個々の社外役員に応じた研修等の機会を提供しております。

(原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針)

・株主との対話に関しては、広報部が担当し、代表取締役社長(COO)、担当取締役、担当部門等と連携の上、適切に対応いたします。

・決算等の開示・説明においては、経営企画部門、経理部門、総務部門等が広報部と定期的に会議を行い、各々の専門的見地に基づき意見を交換し、株主との対話の支援を行っております。

・株主に対しては、決算説明会、当社Webサイトによる情報開示等の実施により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しております。また、これら活動や株主との対話において出された意見等については、適宜取締役会において共有し、当社経営政策のレビュー等に活用いたします。

・株主との対話にあたっては、「キッセイ薬品情報開示方針」を制定し、法令及び社内規程に則り、重要事実の開示に株主間の格差が生じないように配慮するとともに、インサイダー情報の取り扱いに十分留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
第一生命保険株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	3,200,000	6.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,742,000	5.87
株式会社八十二銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	2,333,320	4.99
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	1,833,414	3.92
有限会社カンザワ	1,678,274	3.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,546,800	3.31
神澤 陸雄	1,541,490	3.30
キッセイグループ従業員持株会	1,235,684	2.65
鍋林株式会社	1,222,324	2.62
株式会社長野銀行	1,126,092	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

・大株主の状況は2019年3月31日現在の状況です。

・当社は自己株式5,094,806株を保有しておりますが、上記大株主には記載しておりません。割合は自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
清水 重孝	他の会社の出身者											
野村 稔	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
清水 重孝	○	_____	社外取締役選任理由: 清水氏は平成19年から23年まで株式会社八十二銀行の常務取締役を務められ、会社経営に精通し、金融機関での豊富な知識と会社経営者としての経験、高い知見を有していることから、社外取締役として適任であります。 独立役員指定理由: 社外取締役の要件を満たし、かつ会社役員として豊富な経験と専門的知見を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いため。

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野 紘志	○	_____	社外監査役選任理由: 上野氏は昭和44年に公認会計士登録、昭和49年に税理士登録され、財務及び会計に精通されるとともに、監査法人の理事長の経験も有しております。客観的、中立的な監査を実施する上で、同氏は適任であります。 独立役員指定理由: 社外監査役の要件を満たし、かつ公認会計士、税理士であることから会計面で深い見識と経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。
中川 寛道	○	_____	社外監査役選任理由: 中川氏は昭和51年に弁護士登録され、弁護士として企業法務に精通し、会社経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役として適任であります。 独立役員指定理由: 社外監査役の要件を満たし、かつ弁護士であることから法律面で深い見識と経験を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

当社の役員の報酬等は、基本報酬と賞与で構成しており、その額又はその算定方法の決定に関する方針は、以下のとおりです。
基本報酬は、取締役としての職位(役位)に、取締役としての経験等を加味した額をもって設定しております。設定に際し、取締役としての職位(役位)間における額のバランスや会社業績等も考慮しております。
賞与は、取締役としての職位(役位)に、当期の会社業績等を勘案した上で設定しております。設定に際し、取締役としての職位(役位)間における額のバランスも考慮しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2018年度の実績及び監査役の報酬等の総額ならびに種類別の総額は以下の通りです。

- ・取締役 14名 325百万円(基本報酬311百万円、賞与13百万円)
- ・監査役 3名 37百万円(基本報酬34百万円、賞与3百万円)
- ・社外役員 4名 28百万円(基本報酬27百万円、賞与1百万円)

注1) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

注2) 取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第63期定時株主総会において月額50百万円以内(ただし使用人分給与は含まない)と決議いただいております。

注3) 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第50期定時株主総会において月額8百万円以内と決議いただいております。

注4) 役員賞与額は、2019年6月25日開催の第74期定時株主総会において決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等は、基本報酬と賞与で構成しており、その額又はその算定方法の決定に関する方針は、以下のとおりです。

基本報酬は、取締役としての職位(役位)に、取締役としての経験等を加味した額をもって設定しております。設定に際し、取締役としての職位(役位)間における額のバランスや会社業績等も考慮しております。

賞与は、取締役としての職位(役位)に、当期の会社業績等を勘案した上で設定しております。設定に際し、取締役としての職位(役位)間における額のバランスも考慮しております。

取締役の報酬の水準等については、社内に設置した指名・報酬審議委員会において審議し、取締役会に提案しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社においては、取締役会において使用する資料を、原則として取締役会の開催日の3営業日前までに各取締役及び各監査役に送付しております。また、監査役会において使用する資料を、各監査役に適時送付しております。

加えて、社外取締役及び社外監査役に対しては、必要に応じて取締役会事務局から議案の内容及び議案の背景となる当社の事業状況に対する個別の説明を実施しております。このような事前の説明を通じて、社外取締役及び社外監査役の理解を促し、取締役会における議論の活発化に努めております。

社外取締役及び社外監査役がその機能を十分果たすことを可能とするため、その就任の際、また就任後も継続的に、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、個々の社外取締役及び社外監査役に応じた研修等の機会を提供しております。

当社は、社外取締役と監査役会との連携強化を目的に、非業務執行役員連絡会を定期的に開催し、経営監視及び監査機能の更なる向上に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について意思決定する機関であるとともに、業務の執行状況を監督する機関であると位置付け、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上に努めております。

取締役会から委ねられた業務の執行に当たっては、経営体制をより強固なものとするとともに、機動力を高め、経営力の一層の強化を図ることを目的に、最高経営責任者である代表取締役会長(CEO)が経営全般を統括し、最高執行責任者である代表取締役社長(COO)が事業全般の執行責任を担う体制としております。また、COOの意思決定並びに取締役会に提案・報告する経営課題についての検討を補佐する目的で、COOの諮問機関として業務執行会議を設置しております。

当社は監査役制度を採用しております。監査役は、社外監査役2名を含む4名で構成しています。監査役の業務分担は、監査計画書に定められ、監査の方針、計画及び監査結果を取締役に報告しております。

なお、当社の社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準は、有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号の要件に基づいて定めております。詳しくは、本報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載の「原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」をご参照ください。

当社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役2名、社外監査役2名との間で、それぞれ会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

内部監査に関しては、最高執行責任者(COO)直轄の監査室が人員5名で監査規程に則り、年度毎に作成する監査計画に基づき社内諸制度及び各部門の業務活動等の適正性に対する内部監査を実施しております。

更に、会計監査人(EY新日本有限責任監査法人)による定期的な会計監査が行われ、取締役、財務責任者、監査役、監査室との意見交換が行われており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の維持・強化に役立っております。

当社は、指名・報酬審議委員会を設置しております。指名・報酬審議委員会は、社外取締役(監査役選解任の場合は社外監査役を含む。)、代表取締役会長(CEO)、代表取締役社長(COO)及び人事担当取締役で構成されます。指名・報酬審議委員会は、役員選解任候補者案を審議し、取締役会に対して、役員選解任候補者の提案を行います。また、取締役の報酬の水準等については、同委員会において審議し、取締役会に提案しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しておりますが、監査役の機能と併せ、社外取締役の登用により取締役会の機能を一層強化し、経営の監視機能の更なる充実を図ることが合理的と判断し、現在の体制を採用しております。

当社の監査役は社外監査役2名を含む4名であり、取締役会に出席し積極的に意見を述べているほか、社外監査役1名は公認会計士、1名は弁護士であり、専門的な見地に立った監査を行っております。また、社外取締役2名及び社外監査役2名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2019年6月25日の定時株主総会開催にあたり、招集通知を発送期限6日前の6月4日に発送するとともに、5月30日にWeb開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2017年6月28日開催の定時株主総会より集中日を回避して開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを進め、社内外に対し適切な情報開示を積極的に行い、企業活動の透明性を高めることを情報開示の基本方針とする「キッセイ薬品情報開示方針」を制定し、Webサイトに掲載しております。(URLアドレス: https://www.kissei.co.jp/investor/disclosure_policy/)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算並びに第2四半期(中間)決算に関する説明会を年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社発表のニュースリリース、決算短信、決算補足資料、決算説明会資料、報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	世界の患者さんをはじめとして、医療関係者、株主、従業員、取引先、市場、地域、地球環境など、多様なステークホルダーとのあるべき関係について、当社の経営理念をより具体的に展開した「キッセイ薬品行動憲章」に示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR推進室を設置し推進しておりますほか、「コンプライアンス・プログラム マニュアル」を発行し、適宜改定しております。また、当社のCSR活動をまとめた「CSR報告書」を作成し、Webサイトに掲載しております。 (URLアドレス: https://www.kissei.co.jp/csr/report/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	キッセイ薬品行動憲章において「株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを進め、社内外に対し適切な情報開示を積極的に行い、企業活動の透明性を高めます」と規定しております。また、株主との対話の方針については、「キッセイ薬品 コーポレート・ガバナンスに関する基本方針 9. 株主との対話について」に示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社取締役会が決議した下記の内部統制基本方針に沿って、コンプライアンス・プログラムの推進、各種規程の整備、リスク管理体制の整備等を実施しております。

キッセイ薬品内部統制基本方針

当社は、「純良医薬品を通じて社会に貢献する／会社構成員を通じて社会に奉仕する」という経営理念の下、役員及び従業員が総力を挙げて企業価値を向上させ持続的発展を目指すとともに、社会的責任を果たすことをここに宣言する。本基本方針は、会社法第362条5項に基づき、当社の内部統制システムの体制整備のために取り組む活動の基本方針を定めるものである。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するための体制

1) キッセイ薬品行動憲章に則り、企業倫理・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、取締役会はコンプライアンス担当取締役を指名し、コンプライアンス推進部門を統括せしめるとともに、取締役会の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

2) 取締役会は、取締役、監査役並びに従業員がコンプライアンス上の問題を発見したときの報告及び迅速かつ適切な情報の収集、確保を行い適切な対応がとれるよう連絡・相談制度を構築し、特に取締役との関連性が高いなどの重要な問題は直ちに取締役会、監査役に報告されるよう体制の整備を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 取締役会は、当社の取締役及び部門責任者の職務執行に係る情報の保存及び管理を適切に行う体制を整備する。また、法務担当取締役をして、文書管理規程を制定せしめ、これにより、必要な文書(磁気的記録その他の記憶媒体を含むものとする。)に関連資料その他情報と共に、その保存媒体に応じて適切かつ検索性の高い状態で保存・管理する。

2) 文書管理規程に定める文書について、取締役又は監査役から閲覧の要請があった場合に遅滞なくその閲覧に供する。

3) 文書管理規程の制定及び改定をするときは、事前に監査役会の意見を求め、取締役会の承認決議を得るものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 取締役会は、リスク管理規程その他の必要な社内規程を定め、業務執行に係るリスクの把握と管理を行う体制を整備する。

2) リスクの適切な抽出、評価及び対応を期すことを目的として、会社のリスク及び危機管理を経営計画に対する個別のリスク、法的リスク及び危機管理、その他の危機管理の3つの領域に分けて適切な部門に掌管させる。また、当社は、取締役会の諮問機関としてこれら3部門の担当者を含むメンバーからなるリスク管理委員会を設置し、定期的にリスク管理体制整備の進捗状況を監視するとともに、具体的な個別事案の検証を通じて全社的体制の妥当性に関する検証を行う。

3) 各部門責任者は、リスク管理規程に従い、予め具体的なリスクを想定・分離し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達とその対応体制を整備するとともに、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成を行う。また、新たに発生したリスクについては同規程に従い遅滞なくリスク管理委員会に報告し、適切に対処する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 当社における一定基準以上の全ての事業は、その計画及び実施の段階において、取締役会又は関係する取締役及び部門責任者その他の機関により、定期的或いは随時に適正かつ十分な科学的根拠により検証され、必要な修正がなされなければならない。

2) 取締役の職務執行の効率性を高めるために、連携と牽制を意図して社内組織を構築し、社内規程の定めに基づく明確な業務分掌、職務権限及び意思決定ルールを設け、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を確保する。

3) 取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な計画を策定し、各事業年度の半期毎に各部署が実施すべき合理的かつ具体的な目標並びに効率的な達成方法を定める。また、効率化を阻害する要因を排除するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

5. 企業集団における業務の適正を確保する体制

1) キッセイグループ行動憲章を定め、これに則り、グループ企業の取締役及び従業員が一体となって遵法意識の醸成を図る。

2) 当社は取締役会において関係会社管理規程等を整備し、一定の事項について各関係会社の取締役会決議前に当社関係会社管理部門に承認を求め又は報告することを義務づけ、必要に応じ当社取締役会の事前の承認決議を得るものとする。また、当社における管理領域毎に、効率性向上のための施策を検討・実施する。

3) グループ全体の連絡・相談制度を設け、コンプライアンス上の問題に関する情報の収集、確保に努め、適切な対応がとれるようグループ全体のコンプライアンス体制を整備する。

4) 関係会社は、その業態やリスクの特性に応じた適切なリスクマネジメントを行い、当社は、関係会社のリスクマネジメント全般を掌握し、助言、指導等の必要な施策を実施する。

5) 関係会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われるよう、関係会社の業務分掌、職務権限及び意思決定に関する明確なルールを整備する。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

1) 財務報告に係る内部統制構築・評価の基本方針書を定め、適切に運用することにより、グループ全体の財務報告の信頼性を確保する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人にかかる体制とその独立性に関する事項

1) 監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査役と協議の上、補助者として内部監査部門の従業員を充てる。

2) 監査役より、監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関する限り取締役、内部監査部門の長らの指揮命令を受けない。

3) 補助者に任命された従業員の人事異動、人事考課、懲戒処分は、その内容につき、監査役会の事前の承認を得なければならない。

8. 当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人による監査役又は監査役会に対する報告のための体制、その他監査役監査の実効性確保のための体制

1) 当社並びに関係会社の取締役会は、監査役会に報告すべき事項を監査役と協議の上定め、当社各担当取締役、部門責任者又は関係会社の取締役等が報告をする。

2) 監査役会に対して、代表取締役と定期的に意見交換を行う機会を与えるほか、その要望に応じ、取締役及び従業員に対するヒヤリングを実施する機会を与える。

3) 監査役会に対して、独自に弁護士及び公認会計士を活用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

4) 監査役又は監査役会へ報告を行った当社及び関係会社の取締役・従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

5) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い速やかに行う。

9. 反社会的勢力を排除するための体制

1) キッセイ薬品行動憲章に則り、反社会的勢力及び団体との一切の関係を排除するための社内体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「キッセイ薬品行動憲章」において「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、毅然として対決します」と定め、反社会的勢力排除に向けた企業姿勢を表明しております。また、「対不法勢力対応マニュアル」を整備し、コンプライアンス・プログラムによる教育時などの機会を通じて、これを取締役及び従業員に遵守するよう徹底するとともに、平素より警察等の外部機関から情報収集に努め、事案発生時には外部機関や法律の専門家と緊密に連携して速やかに対処できる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

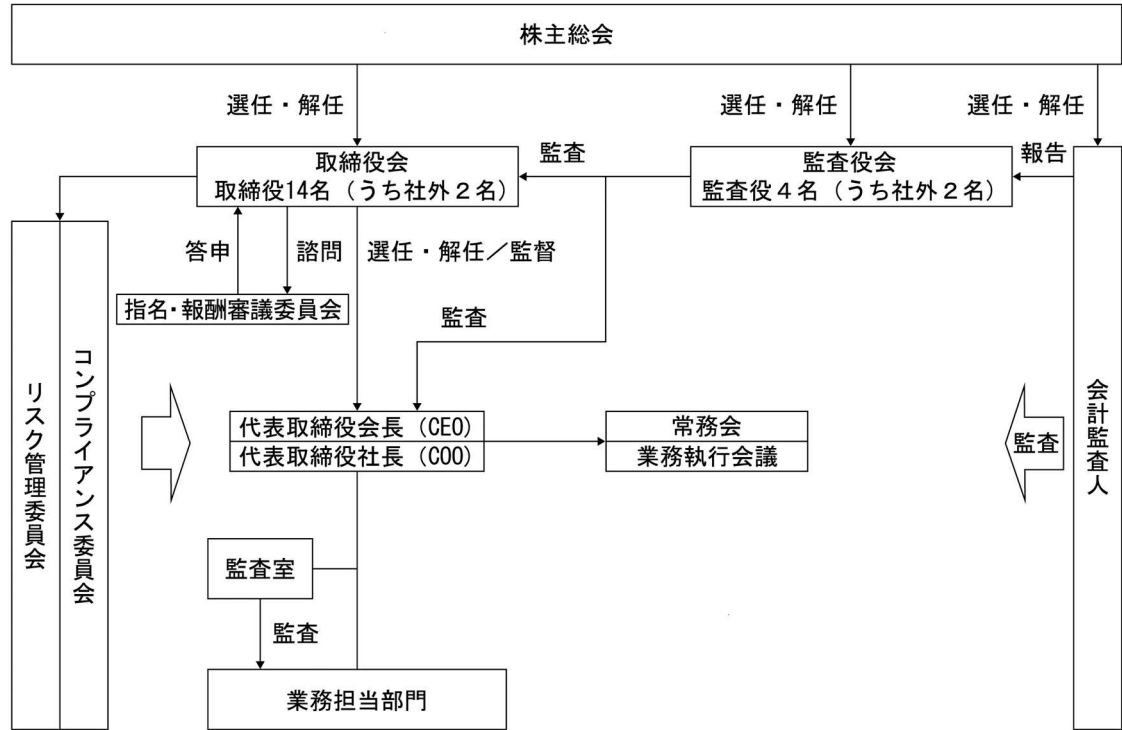
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 当社及び当社グループ会社の会社情報の管理、公表等について定めた規程「内部者取引規制に関する規程」を制定しております。本規程に基づく当社及び当社グループ会社の会社情報の適時開示に係る社内体制は以下のとおりです。
 - ・会社情報は、当社が東京証券取引所に登録する情報取扱責任者（現取締役副社長広報部管掌）が情報開示責任者として管理統括しています。
 - ・各部門に1名の情報管理者を置き、各部門の長がこれに当たっています。
 - ・社内外の情報管理の徹底を図るため情報開示委員会を設置しています。（委員長は情報開示責任者）
2. 会社情報の取扱いは以下のとおりです。
 - ・役員及び社員は会社情報が発生した場合は直ちに情報管理者に報告し、情報管理者は情報開示責任者に速やかに報告する。
 - ・情報開示責任者は会社情報の管理等について必要な指示を与える。
 - ・情報開示責任者は情報開示委員会を招集し、情報管理及び公表について審議、決定し、代表取締役 に報告する。
 - ・会社情報の公表機関は原則として情報開示責任者とし、有価証券上場規程等に則り、情報開示委員会事務局である広報部から情報開示を行う。
 - ・子会社の主要会社情報については、各社から当社への報告体制を構築しています。
3. 適時開示に係る社内体制のチェック機能
 - ・情報開示委員会には監査役が必要に応じ出席するほか、代表取締役による随時の要請に基づき、監査室による内部監査が実施されます。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



適時開示体制概要 模式図

